

オンライン研修会
「新型コロナウイルス×インフルエンザ ツインデミックを乗り越えるために」
事前質問への回答

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課長 平山直子
2020 年 12 月 23 日

インフルエンザと新型コロナウイルスと風邪の見極め方・対応方法

- インフルエンザと新型コロナウイルスの具体的な違いはあるのでしょうか？発熱だけ・鼻水だけ等の症状を学校としてどう対処すべきか
⇒前半の質問は、医学的知見から他の登壇者よりお答えいただくことになるが、発熱・鼻水等の風邪症状があれば、学校の対応としては出席停止として取り扱うこととなる。
- インフルエンザの検査ができてにくい状況という中で、出席停止はどのような基準で決めたいのか
⇒発熱等の症状がある場合は、出席停止の措置。学校医と相談し、症状や感染の状況等からインフルエンザの疑いがある場合は、解熱後もインフルエンザの出席停止期間を適用することも考えられる。
- クラスター発生を防ぐために学校がおこなう基本対策が知りたい
⇒手洗いなどの基本的対策のほか、「3つの密」を避けるために換気の徹底や身体的距離の確保、マスクの着用が重要。また、「近距離で一斉に大声で話す活動」や「合唱、管楽器演奏」、「近距離で組み合ったり接触したりする運動」など、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動については、地域の感染が拡大している場合には、一時的に控えるなどの対応をお願いしたい。
- PCR 検査陰性や、濃厚感染者の出席停止の期間について、保健所と教育委員会と規定が異なる場合、どちらの指示を優先するのか
⇒厚生労働省の積極的疫学調査においては、濃厚接触者については2週間健康観察しつつ、不要不急の外出を控えるとされている。これを踏まえ、「衛生管理マニュアル」では、濃厚接触者の出席停止期間は、感染者と濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間としている。

保健室内での対応方法

- 体調不良者の別室対応や、無症状の子ども多い中で新型コロナウイルス対応のための保健室利用のルールをどのようにすべきか。風邪の症状で来室した児童へどう対応すべきか
⇒児童生徒等を早退させる場合、保護者の来校まで、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなど配慮する必要があるが、別室対応の場合は、他の教職員の協力を得ることが不可欠であり、学校として体制を整えておく必要がある。
また、保健室については外傷や健康相談の必要のある場合など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないように保

健室をゾーニングするなどして配慮する。保健室の利用の仕方については、教職員や児童生徒等に周知し、徹底することが重要である。

発熱がなくても、風邪症状のある児童生徒等は、発熱のある場合と同様の対応をする。

マスクがつけられない環境での対策

- 特別支援学校では、その特性からマスクを付けられない、ソーシャルディスタンスも保てない環境での対策が知りたい

⇒特性に応じた配慮を検討することが必要。例えば、マスクを着用すべき場面とそうでない場面を具体的にし、児童生徒等の理解を促したりすること、感覚が過敏でマスクの着用を受け入れられない場合は、皮膚に触れる素材の種類によっては受け入れられることもあるので、保護者と相談して本人に合った素材を探すこと、後頭部で止める装具等を活用すること、マスクを着用できない場合は教室内の席配置を配慮した上で、マスクを着用できないことについての意思表示カード等を活用して周囲への理解を図ること、が考えられる。「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（令和2年6月19日付通知）」も参照。

- 保育園・幼稚園児でもできる手洗い以外の対策があれば知りたい

⇒衛生管理マニュアルに記載（p9）のように、「3つの密」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」（幼児の場合は持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないことに留意）及びご質問にあるような「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続するとともに、地域の感染状況を踏まえ活動内容を工夫することが必要。

また、厚労省のQ&Aにおいても、乳幼児の場合は、保護者とともに「3つの密」を避けることや、距離の確保など他の感染防止策にしっかり取り組むことと示されている。日常の指導の工夫については、「衛生管理マニュアル」第5章や、「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集（令和2年5月13日）」も参照

冬季の換気・方法

- 夏と同様換気がしにくい中で、物理的に教室内の密を解消することが困難です。空き教室もなく、2段階換気は行えないなかで、サーキュレーターなどで効率の良い換気方法があれば教えてください。

⇒外側の窓が雨や雪などで開けられない場合、例えば廊下側の欄間を開けて、サーキュレーターを欄間に向けて対角に設置し、空気の流れを作ること考えられる。換気が適切に行われているか、CO2モニターにより二酸化炭素濃度を指標とすると良い。必要に応じて学校薬剤師に相談されたい。

- 効率的な加湿方法はありますか？休憩時間に換気をしながら加湿をするのが難しいが、そもそも加湿は有効なのか？

⇒冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となりますが、学校においては、マスクを着用している場面が多い事などに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。加湿方法としては、加湿器での加湿や、濡れたタオルを干すなどの方法が通常考えられる。

家庭への協力要請の程度

- 生徒やその家庭に、どの程度の予防を求めてよいか。家族が熱発していても、生徒を休ませると差別になると聞きます。学校から家庭に出す感染症対策マニュアル例や必要な働きかけ内容を教えていただきたい。

⇒家庭への協力要請については、感染の状況など地域の実情を踏まえて行うことが重要であり、保健衛生部局や保健所等と連携し、必要な情報を発信していく。その際、文科省による最新の「衛生管理マニュアル」を参考にしていきたい。また、6月1日に日本PTA全国協議会を通じ、文科省から家庭における感染症対策の取組についてお願いしている（「新しい生活様式」を踏まえた御家庭での取組について（協力のお願い）」）ので、こちらも参考にされたい。

- 児童の同居家族が職場等の関係で濃厚接触者に指定された場合、保護者から「休ませたい」と申し出がない限り、その児童の登校を止めることはできないと教育委員会より回答があった。登校させることに不安を感じるのだが、この対処方法で問題ないのか

⇒家族が濃厚接触者に指定されたということのみをもって出席停止措置には当たらないが、例えば家族に既に風邪のような症状があるなどの個別の状況に応じ、学校医等に相談し対応を検討していただきたい。

その他 | 個別

- 修学旅行を実施の可否の判断ポイント

⇒修学旅行の実施にあたっては、学校の所在地や修学旅行先の感染状況を考慮するとともに、日本旅行業協会等が作成する「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」に記載されているように、利用する交通機関や宿泊施設、食事施設等の感染防止策が十分に講じられているか事前に確認していただきたい。また、児童生徒や教職員の感染防止対策の確実な実施や保護者など関係者の御理解・御協力をいただくことも重要であり、これらのことを教育的意義も含め総合的に考え、実施の可否について判断していただきたい。

なお、当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、近距離での実施や旅行日程の短縮など実施方法の適切な変更等について御検討いただくなどの配慮をお願いしたい。（「修学旅行等の実施に向けた最大限の配慮について」（令和2年10月2日付け事務連絡）も参照。）

- 現在コロナに罹患したと思われる場合の医療機関との連絡が実際どのようなルートになっているのか？都道府県、市町村によって違いがあるのか？

⇒医療機関において、新型コロナウイルス感染症の罹患が確認された場合は、保健所を通じて、都道府県の衛生主管部局へ届出がなされることになる。